

平成 21 年 1 月 22 日

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 徳 中 暉 久
(コード番号：8729 東証第一部)

本日のソニー株式会社の 2008 年度連結業績見直し修正発表に関して

本日、当社の親会社であるソニー株式会社において、米国会計原則に基づく 2008（平成 20）年度連結業績見直し修正の発表がありました。その中で当該修正の主な要因の一つとして、当社および当社グループを含むソニーグループの金融分野について、「主として日本の株式相場の大幅な下落にともなうソニー生命保険（株）の業績の悪化により、2008 年 12 月末の株式相場の水準が 2009 年 3 月末まで継続する前提で、約 650 億円、想定を下回る見込みであること。なお、2009 年 1 月 1 日以降の相場変動が運用損益に与える影響は、従来と同様、上記見通しに織り込んでいません。従って、将来の相場変動が上記見通しに悪影響を与える可能性があります。」とのコメントがありました。

当社の連結業績および個別業績は、日本の会計処理の原則ならびにその手続および表示方法（以下「日本会計基準」）に準拠して作成しており、その会計基準は、当社の親会社であるソニー株式会社が開示する連結業績の準拠する米国会計原則とは異なります。当社の連結業績予想については現在検証中であり、当社は連結業績予想の変更が必要と判断した場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、当社の日本会計基準に基づく平成 21 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間の決算発表は平成 21 年 2 月 12 日を予定しております。それに先立ち、決算速報を平成 21 年 1 月 29 日に発表する予定です。

※ 添付の参考資料も合わせてご参照ください。

以 上

(お問い合わせ先)

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 広報・IR 部 此尾（このお）・藤原
電話 (03) 5785-1074

E-mail : press@sonyfh.co.jp

(ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ)

<http://www.sonyfh.co.jp/>

【参考資料】

■ 日本会計基準と米国会計基準の差異について

当社は、日本の会計処理の原則ならびにその手続および表示方法（以下「日本会計基準」）に準拠して決算手続きを行っておりますが、当社の親会社であるソニー(株)の準拠する米国会計原則とは、いくつかの点で異なっております。これらの相違のうち主なものは以下のとおりです。

(1) 新株予約権付社債（転換社債）の時価評価の取り扱いについて

日本会計基準では転換社債（以下「CB」という）の時価の変動額（評価損益）は、その他有価証券評価差額金として貸借対照表（B/S）の純資産の部へ計上しますが、米国会計原則においては、当期の費用・収益として損益計算書（P/L）へ計上します。

また、CBを転換して取得した株式の簿価についても、会計処理が異なります。日本では、CBの取得価額を株式の簿価として引き継ぎますが、米国会計原則では転換日の株式の市場価格を簿価とします。したがって簿価（取得価額）が異なることとなり、売却損益額や減損額に差異が生じます。

※当社グループの保有する株式の大部分はCBを転換して取得したものであります。

(2) 保険事業における責任準備金（保険契約債務）について

日本においては、保険業法により将来の保険金などの支払いに備えて、監督当局が定める積立方式および計算基礎率を用いて責任準備金を積み立てることが定められております。一方、米国会計原則においては、保険契約者に対する将来の予測支払額の現在価値を保険契約債務として引当てることとしております。日米間においては、積み立て（引当て）の基準となる算定根拠が異なるため、当期損益において差異が生じます。

米国会計原則による保険契約債務は、将来の資産運用利回りなど保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式により算定します。これらの見積・予測は定期的に見直されます。なお、株式相場の著しい変動などにより、見積・予測の資産運用利回りに重要な変化がある場合においても見直しを行います。保険契約債務には変額保険契約などにおける最低保証部分にかかる債務が含まれております。最低保証部分にかかる債務については、日米間で対象となる保険契約が異なります。

(3) 保険契約にかかる費用の計上方法について

生命保険事業および損害保険事業における新規保険契約の獲得費用は、日本では、すべて発生年度の費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、当該保険契約の保険料払込期間にわたって保険契約債務の算定と共通の計算基礎を用いて按分償却されます。変額保険等の保険契約に関する繰延処理については、見積粗利益に比例して償却されます。見積粗利益については、株式相場の著しい変動などにより、計算基礎となる前提条件に重要な変化が生じる場合においても見直しを行います。

なお、米国会計原則において繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料（費用）、診査および調査費用等、新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち回収できると認められるものです。